

議案第 89 号

大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和元年 12 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）第5条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。